そらいろラボパートナー特約

第1条　（適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「そらいろラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. その他本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条（電力量データの取得及び取扱い）

1. 本プログラムにおいては、会員の登録対象に係る電力量データ（発電量データ、売電量データおよび自家消費電力量データを含む。以下「電力量データ」という。）を、次の各号に定める方法により取得することがある。

(1) 運営・管理者が設置した計測器による直接取得
(2) 会員が登録対象設備の導入に関して契約する販売店及び施工店、その他の事業者（以下「提携事業者」という。）が保有する電力量データ確認システムを通じた取得

2. 会員は、前項第2号に定める方法による取得に際し、提携事業者から運営・管理者への当該会員に係る電力量データの提供について、あらかじめ同意するものとする。
3. 運営・管理者は、前各項により取得した電力量データを、Jークレジット制度に係るモニタリング及び排出削減量の算定の目的に限り使用する。
4. 運営・管理者は、前項の目的の範囲内で、電力量データをJークレジット制度事務局及び審査機関に提供することができる。

第3条　（個人データの共同利用）

1. 会員は、日の出町（以下「共同利用者」という。）および運営・管理者が、以下のとおり会員の個人データを共同利用することについて確認し、同意する。
2. 共同利用する個人データの項目は、次のとおりとする（いずれも本プログラムの運営・検証等に必要な範囲に限る。）。

(1) 太陽光発電設備の測定データ
(ア) 電力量データ（日別または月別）
(イ) 前各号に付随する測定関連情報（計測日時、計測 期間、データ欠損の有無等）
(2) 太陽光発電設備の設備情報
(ア) 設備識別情報（モジュール情報、パワーコンディショナー情報、蓄電池情報等）
(イ)設備容量、機器構成等（算定・検証に必要な範囲）
(3) 設置場所情報（都道府県・市区町村・番地まで）
(4) 会員識別情報（顧客ID、契約番号、申込番号等）
(5) 会員情報および申込関連情報
(ア) 会員の氏名、住所、連絡先、申込番号その他会員を識別し、又は会員との連絡・管理に必要な情報
(イ) 申込時に会員から受領する申込書その他の提出書類に記載された情報

3. 共同利用者の範囲は、共同利用者および運営・管理者とする。
4. 利用目的は、次のとおりとする。

(1) 入会審査
(2) クレジットの算定・創出
(3) クレジットの登録申請、登録後の管理およびモニタリング
(4) 検証対応（資料作成、照会対応を含む。）
(5) 監査対応、不正防止および法令対応
(6) 会員管理、精算および問い合わせ対応

5. 共同利用に係る個人データの管理について責任を有する者（管理責任者）は運営・管理者とする。運営・管理者の住所、代表者および問い合わせ窓口は、運営・管理者のプライバシーポリシーに定めるとおりとする。
6. 共同利用の開始時期は、申込完了時からとする。
7. 個人データの取得および共有の方法は、共同利用者が保有する測定データ、会員情報、申込時に会員から受領する申込書その他の提出書類に記載された情報等を電磁的方法により運営・管理者の管理環境へ連携し、運営・管理者が複製して保管する方法による。
8. 会員は、運営・管理者所定の方法により、共同利用に係る取扱いについて、撤回または利用停止等を求めることができる。ただし、クレジットの検証、監査その他必要な対応のため、申出後も一定期間、必要最小限の範囲で保管および利用を継続する場合がある。
9. 個人データの保管期間は、クレジット発行後10年間を目安とし、検証・監査・法令対応に必要な期間保管するものとする。期間経過後は、法令上必要な場合を除き、消去または匿名化等の措置を講ずる。
10. 共同利用者および運営・管理者間のデータの取扱いは、法令上の「共同利用」に該当する場合、一般的な第三者提供とは異なる取扱いとなる。

第4条（検証・登録等のための外部機関への提供）

1. 運営・管理者は、Jークレジットの算定・創出、登録申請、検証、監査その他これらに付随する手続のため、必要な範囲で、会員の測定データ等を、検証機関、登録機関その他の外部機関に提供（送信または提示を含む。）することがある。
2. 前項の提供が外部機関への業務委託に該当する場合、運営・管理者は当該外部機関に対し、目的外利用の禁止、安全管理措置、再委託の管理、事故時の報告等について必要かつ適切な監督を行う。
3. 前二項とは別に、当該外部機関が独自の目的で当該データを取り扱うことにより第三者提供に該当する場合には、運営・管理者は法令に従い必要な措置（本人への説明、同意取得等）を行う。

附則

1. 本特約は、2026年10月15日から施行する。